平成３０年（フ）第１００号
埼玉県八潮市大字八條1567番地　八潮団地12号棟201号室
債務者　武捨　政春
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１１６号
埼玉県越谷市北越谷２丁目20番24号　和紗Ⅱ302
債務者　佐久間三穂
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１１８号
埼玉県草加市新里町503番地１　ブランシュネージュ102号
債務者　都築　礼奈（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第６６号
埼玉県行田市城西２丁目１番47号　メゾンM＆A城西B102
債務者　會澤　敬子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第５２号
大阪府和泉市小田町２丁目７番７―201号
債務者　隈元　雅信
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第５９号
大阪府岸和田市天神山町１丁目２番５―103号
債務者　池添　　修
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第６２号
大阪府泉佐野市上瓦屋390番地の６
債務者　赤坂　慶子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第６５号
大阪府和泉市幸２丁目９番10―201号
債務者　ＰＹＯ　ＳＯＯＫＪＡ　表　　淑子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第６７号
大阪府岸和田市小松里町720番地の１レオパレスサニーヒル102号
債務者　安田　武志
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第６９号
大阪府岸和田市加守町３丁目11番22―105号
債務者　渡辺　大介
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第７０号
大阪府泉南郡岬町深日2049番地の１緑ヶ丘住宅３―503号、住民票上の住所大阪府泉南郡岬町深日2049番地の１（住民票上の前住所）
大阪府泉南郡岬町深日3238番地の３
債務者　笹部　和美（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第７４号
大阪府泉佐野市泉ケ丘２丁目１番16―101号
債務者　市丸　　匠
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第４号
岐阜県安八郡輪之内町下大榑新田716番地の３　フェニックスＹ　Ｅ棟203
債務者　佐藤　慎也
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
北海道北斗市追分４丁目４番19号
債務者　杉山真希子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第３８号
函館市花園町31番５―102号
債務者　及川　君子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第４２号
函館市湯川町２丁目33番１号
債務者　菅谷　　俊
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第４３号
函館市昭和３丁目19番10号
債務者　中澤　明美
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第４６号
北海道瀬棚郡今金町字今金164番地の５
債務者　坂根　裕子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
函館地方裁判所